

▶▶▶ 5月1日(土)スタート!

## 対象店舗での買い物等の際に、スマホ決済で 30%ポイント還元します!

村では、5月1日(土)から対象店舗での買い物等の際に、スマホ決済で支払いをすると30パーセントのポイントが還元される「キャッシュレス決済ポイント還元事業」を実施します。「新しい生活様式」に沿ったキャッシュレスの推進等で、消費を喚起するほか、感染症の影響を受けた事業者を支援します。

【問い合わせ】産業政策課産業政策推進担当(☎282-1711 内線1269)



### キャンペーン期間

5月1日(土)～6月30日(水)

### 対象業種

小売業、飲食業、建設業、理容・美容業などのサービス業(大型店舗、チェーン店、フランチャイズ店等を除く)※参加店舗は、右上のチラシまたは、のぼりが目印です。

### 参加方法

スマホ決済アプリ「PayPay」アプリを登録し、アプリで支払う

### ポイント還元について

支払いに対し、30パーセントのポイントが還元されます。ただし、1,000ポイント/1会計、1万ポイント/月を上限とします。

本事業への参加店舗を、5月14日(金)まで募集しています。詳細は、お問い合わせになるか、村公式ホームページをご覧ください。

## 利用者(スマートフォン初心者等)向け説明会を開催します!

村内在住の方を対象に、30パーセントのポイント還元を受けるために必要な「PayPay」アプリの登録方法や利用方法を案内します。説明会終了後には、スマートフォン等へのアプリ登録について個別に対応しますので、ぜひお越しください。

期日▼5月13日(木)

時間▼午後3時～4時(午後2時30分受け付け開始)

場所▼東海村役場別館(101・102会議室)

その他▼事前申し込みは不要です。▼マスクの着用や受け付け時の記名・検温等にご協力ください。

感染リスクを軽減した  
村民活動に利用できます

## 「貸切バス利用促進支援補助金」をご活用ください!



村では、村民のバス移動を伴う文化・スポーツ活動等において、貸切バス借上料の半額を補助することで、バスの利用台数を増やし3密を避けるなど、利用者の感染リスクを軽減するとともに、村内貸切バス事業者を支援します。利用を希望する方は、村内貸切バス事業者へお問い合わせの上、貸切バスを予約することで、補助額が割り引きされた金額で貸切バスの利用ができます。

【問い合わせ】産業政策課産業政策推進担当(☎282-1711 内線1269)

### ■補助額

借上料の2分の1(上限7万円/台)

### ■補助対象者

村内貸切バス事業者

### ■対象事業

▽村内発着で日帰り▽補助対象者が所有する貸切バス▽国および茨城県、村、村教育委員会以外

が主催▽村民(参加人数の3分の1以上)または村内活動団体等が利用▽学校、事業者等の送迎を目的としない▽ガイドラインに基づいた予防策を講じ、感染リスクの軽減に努めた行程である——を満たす事業

### ■その他

▽予算に達し次第終了となります。▽新型コロナウイルス感染症の状況(緊急事態宣言の発令があった場合等)によっては、補助対象とならない場合があります。